

側方面に配布する予定である。

2. 研修

(発行者名の変更)

(1) 長期研修、短期研修

名 称	期 間	募 集 人 員	参 加 資 格	免許法認定講習受講による取得可能免許状
長 期 研 修 (特殊教育指導者養成研修)	平成13年4月10日(火) 平成14年3月14日(木)	50名	盲・聾・養護学校の教員及び小・中学校において特殊教育を担当する教員又は教育委員会、特殊教育センター等の特殊教育担当教育職員で、教職経験年数が5年以上かつ特殊教育経験年数が3年以上の者	盲・聾・養護学校専修、一種・二種免許状
第一期 短 期 研 修 (特殊 教 育 中 堅 教 員 養 成 研 修)	重度・重複障害教育コース	平成13年5月7日(月)	盲・聾・養護学校の教員(小・中学校の特殊学級担当教員を含む)等で、教職経験年数が3年以上の者	養護学校教諭 一種・二種免許状
	病弱教育コース	平成13年7月6日(金)	養護学校の教員及び小・中学校の特殊教育(病弱)担当教員等で、教職経験年数が3年以上の者	盲学校教諭 一種・二種免許状
	視覚障害教育コース	平成13年9月4日(火)	盲学校の教員及び小・中学校の特殊教育(視覚)担当教員等で、教職経験年数が3年以上の者	盲学校教諭 一種・二種免許状
	聴覚障害教育コース		聾学校の教員及び小・中学校の特殊教育(難聴)担当教員等で、教職経験年数が3年以上の者	聾学校教諭 一種・二種免許状
	言語障害教育コース	平成13年11月8日(木)	小・中学校の特殊教育(言語障害)担当教員及び養護学校等の教員等で、教職経験年数が3年以上の者	
	教育工学コース		盲・聾・養護学校の教員及び小・中学校の特殊学級担当教員、特殊教育センター等の特殊教育担当教育職員で、教職経験年数が3年以上の者	養護学校教諭 一種・二種免許状
	知的障害教育コース	平成14年1月8日(火)	小・中学校の特殊教育(知的障害)担当教員及び養護学校の教員等で、教職経験年数が3年以上の者	盲学校教諭 一種・二種免許状
	情緒障害教育コース	平成14年3月14日(木)	盲・聾・養護学校の教員及び小・中学校の特殊教育(情緒障害)担当教員等で、教職経験年数が3年以上の者	

備考 実施に当たっては、上記内容を一部変更することがある。

主な実施内容は、基礎知識の学習、実践実習によるノウハウの習得、実地経験による問題解決能力の培養等である。また、実習実習を通じて、実践的問題解決能力の向上を目的とする研究課題設定上の重要な基礎資料になると想われる。

一ヶ月間の研修は、各教科の知識と技術を確実に身に付けて、実践的問題解決能力の向上を目的とする。また、実習実習を通じて、実践的問題解決能力の向上を目的とする。また、実習実習を通じて、実践的問題解決能力の向上を目的とする。

1) 長期研修（特殊教育指導者養成研修）

長期研修は、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教員、小学校若しくは中学校において特殊教育に従事している教員又は教育委員会、特殊教育センター等において特殊教育を担当する教育職員で、今後、特殊教育に関し指導的立場に立つと見込まれる者を対象として、専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実を図ることを目的としている。

研修内容は、研究部の指導のもとに、研修課題を設定し、研究部における研究への参加、教育相談センターにおける教育相談への参加、盲学校・聾学校・養護学校等における実地研修、共通講義の受講等を通じて、研修する。

2) 短期研修（特殊教育中堅教員養成研修）

短期研修は、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教員、小学校若しくは中学校において特殊教育に従事している教員又は教育委員会、特殊教育センター等において特殊教育を担当する教育職員で、将来、特殊教育に関し指導的立場に立つと見込まれる者を対象として、専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実を図ることを目的としている。

研修内容は、本研究所職員、大学教員及び学識経験者等による講義、演習、研究協議及び盲学校・聾学校・養護学校等への実地研修等を通じて、研修する。

● 免許法認定講習

長期研修及び短期研修においては、研修中に盲学校・聾学校・養護学校教諭の専修・一種・二種免許状の取得に必要な単位を授与することを目的とする免許法認定講習を併せて実施している。

免許法認定講習は、研修中の各教科の各教員が各自の教科の専修・一種・二種免許状の取得に必要な単位を授与するための講習とし、家庭等の専門性の向上並びに研修会における指導の充実を図ることを目的とするものである。

免許法認定講習は、研修中の各教科の専修・一種・二種免許状の取得に必要な単位を授与するための講習とし、家庭等の専門性の向上並びに研修会における指導の充実を図ることを目的とするものである。

免許法認定講習は、研修中の各教科の専修・一種・二種免許状の取得に必要な単位を授与するための講習とし、家庭等の専門性の向上並びに研修会における指導の充実を図ることを目的とするものである。

免許法認定講習は、研修中の各教科の専修・一種・二種免許状の取得に必要な単位を授与するための講習とし、家庭等の専門性の向上並びに研修会における指導の充実を図ることを目的とするものである。

講習内容は、盲学校・聾学校及び養護学校の児童生徒と、小・中学校の児童生徒等の地域の人々との交流についての実践事例について、発表、情報交換等を行うとともに、文部科学省認定講習会認定講習会（以下「認定講習会」といふ）の認定講習会に対する登録申請の手順等の土習等を実践的に行なう。

(2) 講習

名 称	期 間	募集人員	参 加 資 格
1) 「通級による指導」 指導者講習会	平成13年7月10日(火) 平成13年7月19日(木)	100名	小・中学校の教員及び盲・聾・養護学校の教員又は教育委員会・特殊教育センター等の特殊教育担当教育職員で、「通級による指導」において指導的役割を果たす者
2) 学習障害児等指導者講習会	平成13年7月30日(月) 平成13年8月3日(金)	100名	都道府県・指定都市の教育委員会及び特殊教育センターの指導主事等又は小・中学校等の教員で学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒に対する指導について、指導的立場に立つ者
3) 新任特殊教育諸学校等 校長・教頭講習会	平成13年11月12日(月) 平成13年11月16日(金)	100名	盲・聾・養護学校及び特殊学級を置く小・中学校の校長・教頭で、盲・聾・養護学校に勤務又は小・中学校の特殊学級の担任経験のない新任者
4) 教育相談職員講習会	平成13年11月26日(月) 平成13年12月7日(金)	59名	特殊教育センター、教育センター及び盲・聾・養護学校等において、障害のある子どもについての教育相談を担当している職員
5) 盲・聾・養護学校 寮母指導者講習会	平成13年7月24日(火) 平成13年7月25日(水)	150名	盲・聾・養護学校の寄宿舎における幼児児童生徒の指導に関して指導的立場にある寮母並びに指導主事等
6) 交流教育地域推進 指導者講習会	2月中旬(予定)	150名	①幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員 ②盲学校、聾学校、養護学校の教員 ③教育委員会の指導主事

備考 実施に当たっては、上記内容を一部変更することがある。

1) 「通級による指導」指導者講習会

平成5年度より「通級による指導」が制度化されたことに伴い、担当者の指導力の向上を図り、各地域における「通級による指導」の円滑な運営に資することを目的とし、小学校・中学校の教員及び盲学校・聾学校・養護学校の教員又は教育委員会・特殊教育センター等の特殊教育担当教育職員で、「通級による指導」を担当し、各地域等において指導的役割を果たす者を対象としている。

講習内容は、「通級による指導」に関する諸問題について、学識経験者及び本研究所職員による講義並びに障害種別による分科会を編成して研究協議等を行っている。

2) 学習障害児等指導者講習会

「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」

の学習障害児に対する指導についての報告（平成11年7月）を踏まえ、学習障害についての理解を深め、学習障害又はこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒に対する指導方法等について、指導的立場に立つ者の指導力の向上を図り、その充実に資することを目的とし、都道府県・指定都市の教育委員会及び特殊教育センター等の指導主事等又は小学校・中学校等の教員で学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒に対する指導について、指導的立場に立つ者を対象としている。

講習内容は、学習障害児等の指導方法に関する諸問題について、学識経験者及び本研究所職員による講義並びに事例協議等を行っている。

3) 新任特殊教育諸学校等校長・教頭講習会

全国の盲学校・聾学校・養護学校及び特殊学級を置く小学校・中学校の校長・教頭で、盲学校・聾学校・養護学校の勤務経験及び小学校・中学校の特殊学級の担当経験のない新任者を対象として、「特殊教育諸学校等の運営上の諸問題」について、職務に必要な研修を行い、その識見を高め、指導力の向上を図ることを目的とするものである。

講習内容は、「特殊教育諸学校等の運営上の諸問題」について、学識経験者及び本研究所職員による講演、講義並びに障害種別による分科会を編成して研究協議等を行っている。

4) 教育相談職員講習会

都道府県・指定都市の特殊教育センター、教育センター及び盲学校・聾学校・養護学校等において、障害のある子どもについての教育相談を担当している職員の資質の向上を図り、教育相談業務の円滑な運営に資することを目的とするものである。

講習内容は、障害のある子どもの教育相談を巡る諸問題について、学識経験者及び本研究所職員による講演、講義並びに事例協議等を行っている。

5) 盲・聾・養護学校寮母指導者講習会

全国の盲学校・聾学校及び養護学校の寄宿舎における幼児児童生徒の指導に関する指導的立場にある寮母並びに指導主事等を対象とし、寮母等の専門性の向上並びに寄宿舎における指導の充実を図ることを目的とするものである。

講習内容は、寄宿舎における幼児児童生徒の指導等に関する講演、講義並びに研究協議等を行う。

6) 交流教育地域推進指導者講習会

幼稚園・小学校・中学校・高等学校又は中等教育学校の教員、盲学校・聾学校又は養護学校の教員、教育委員会の指導主事を対象とし、交流教育及び障害のある児童生徒に対する理解と認識の推進に資することを目的とするものである。

講習内容は、盲学校・聾学校及び養護学校の児童生徒と、小・中学校の児童生徒等や地域の人々との交流についての実践事例について、発表、情報交換等を行うとともに、交流教育を実施する上での工夫や今後の課題等について研究協議を行う。